

あいち民研公開シンポジウム

2019.10.20.

児童虐待と向き合い、子どものいのち を守ることにどう関わっていくか

(あいち民研HP用アレンジ版)

報告者 折出健二

いじめ事案等の第三者委員会委員長経験（愛知県、大阪市、神戸市
2件（私学、公立）） 愛知県内の児童虐待死／一時保護所内自死
の検証委員会委員長経験（5件）

報告要旨

- 1 いま、児童虐待はどうなっているか
- 2 児童虐待死の検証から見えてきたこと（要旨）
- 3 児童虐待が問いかけていること

児童虐待問題と向き合うきっかけ

ア) 愛知県の児童福祉審査部会でのしごと

児童相談センターで措置した事案の審査では、「養護」（虐待を除く）よりも圧倒的に「虐待」が占めており、審査対象件数も増えている。

イ) ジュディス・L・ハーマン『心的外傷と回復』（中井久夫訳、原題：Trauma and Recovery. 1992）の翻訳出版（1996年12月）後にすぐに読んで、翌年の大学院授業で院生と一緒に読んだ。

ウ) 「学級づくり」「集団づくり」をテーマにした全国的な研究集会で、特に小学校実践レポートに、虐待的環境にいる（いた）子どもによる対人関係トラブルや暴力・いじめが出てきて、教師たちが非常に苦慮していることを知り、学んだ。

➡ 自分の教育研究の「枠」を内側から破らないと、見えない。

1 いま、児童虐待はどうなっているか

(1) 定義と現状・課題 (厚労省サイト。以下、スライド4, 6, 7も同じ)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html)

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (ドメスティック・バイオレンス：DV) など

児童虐待対策の現状と今後の方向性

【現状】

○児童虐待相談対応件数の増加
⇒ 平成24年度の虐待対応件数は
66,701件
⇒ 統計を取り始めて毎年増加
⇒ 平成11年度の約5.7倍

○相次ぐ児童虐待による
死亡事件
⇒ 多数の死亡事例が発生
(平成23年度 56例・58人)
⇒ 死亡した子どもは0歳児が4割強

○児童相談所、市町村での
相談体制の不足

○社会的養護体制の不足
⇒ 約4割の自治体で、定員を超えて
一時保護を実施
⇒ 児童養護施設の入所率の増加
平成10年度 平成24年度
82.8% → 85.8%

【課題】

1. 発生予防

○虐待に至る前に、気になるレベルで
適切な支援が必要(育児の孤立化、
育児不安の防止)

2. 早期発見・早期対応

○虐待が深刻化する前の早期発見・
早期対応が必要

3. 子どもの保護・支援、保護者支援

○子どもの安全を守るための適切な一時
保護が必要
○親子再統合に向けた保護者への支援
○社会的養護体制の質・量ともに拡充
が必要

【必要な施策】

○子育て支援事業の普及・推進
・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤
ちゃん事業)
・養育支援訪問事業
・集いの場(地域子育て支援拠点事業)
○虐待防止意識の啓発
○相談しやすい体制の整備

○虐待に関する通告の徹底
○児童相談所全国共通ダイヤルの周知
0570-064-000
○児童相談所の体制強化(職員の質・量)
○市町村の体制強化(職員の質・量)
○研修やノウハウの共有による専門性の
強化
○子どもを守る地域ネットワーク(要保護
児童対策地域協議会)による連携の強
化

○一時保護所の拡充・混合処遇の改善
○社会的養護体制の質・量ともに拡充
・家庭的な養育環境、施設における小
規模化の推進
・適切なケアを行うための人員配置基
準の引き上げ等の見直し
・自立支援策の拡充
○親子再統合に向けた保護者への支援
○親権に係る制度の適切な運用

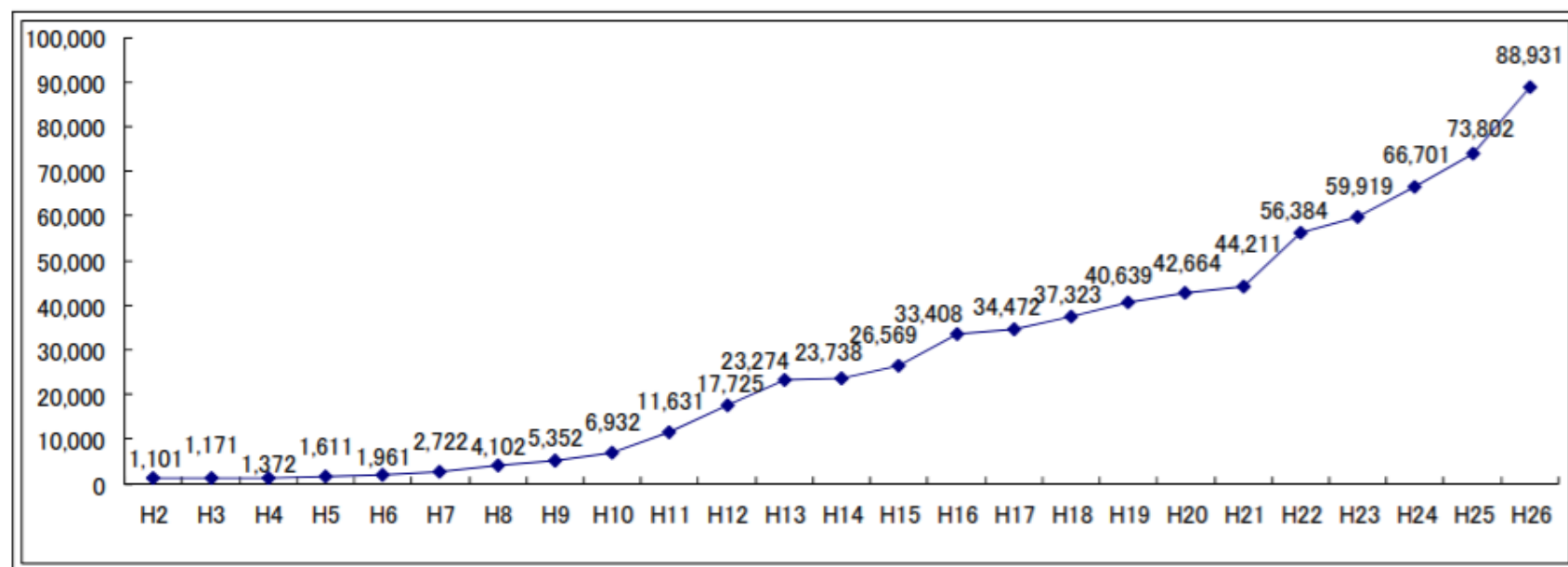
子ども・子育て・福祉の 公的行政レベルでのキーワード

- 育児の孤立化
- 深刻化する前の早期発見
- 適切な一時保護
- 社会的養護体制の充実

厚労省の記述を見る限りでは、子どもの人権・権利の保護と尊厳の徹底という観点が弱いのではないか。社会的に発生する「負の問題」だから対処する、の構えではないかと思うほどに、**子どもの権利を守ってこそ「しあわせ」を守ることができる見地が弱い。**

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

- 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍に増加。



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

- 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1～ H15.12.31)			(H16.1.1～ H16.12.31)			(H17.1.1～ H17.12.31)			(H18.1.1～ H18.12.31)			(H19.1.1～ H20.3.31)			(H20.4.1～ H21.3.31)			(H21.4.1～ H22.3.31)			(H22.4.1～ H23.3.31)			(H23.4.1～ H24.3.31)			(H24.4.1～ H25.3.31)			(H25.4.1～ H26.3.31)		
	(6カ月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年3か月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

※ 第1次報告から第11次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

平成26年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳

種類別

心理的虐待が43.6%で最も多く、次いで身体的虐待が29.4%となっている。

種 類	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)

虐待者別

実母が52.4%と最も多く、次いで実父が34.5%となっている。※その他には祖父母、伯父伯母等が含まれる。

虐待者	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	その他 ※	総 数
	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)

虐待を受けた子どもの年齢構成別

小学生が34.5%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.8%、0歳から3歳未満が19.7%である。

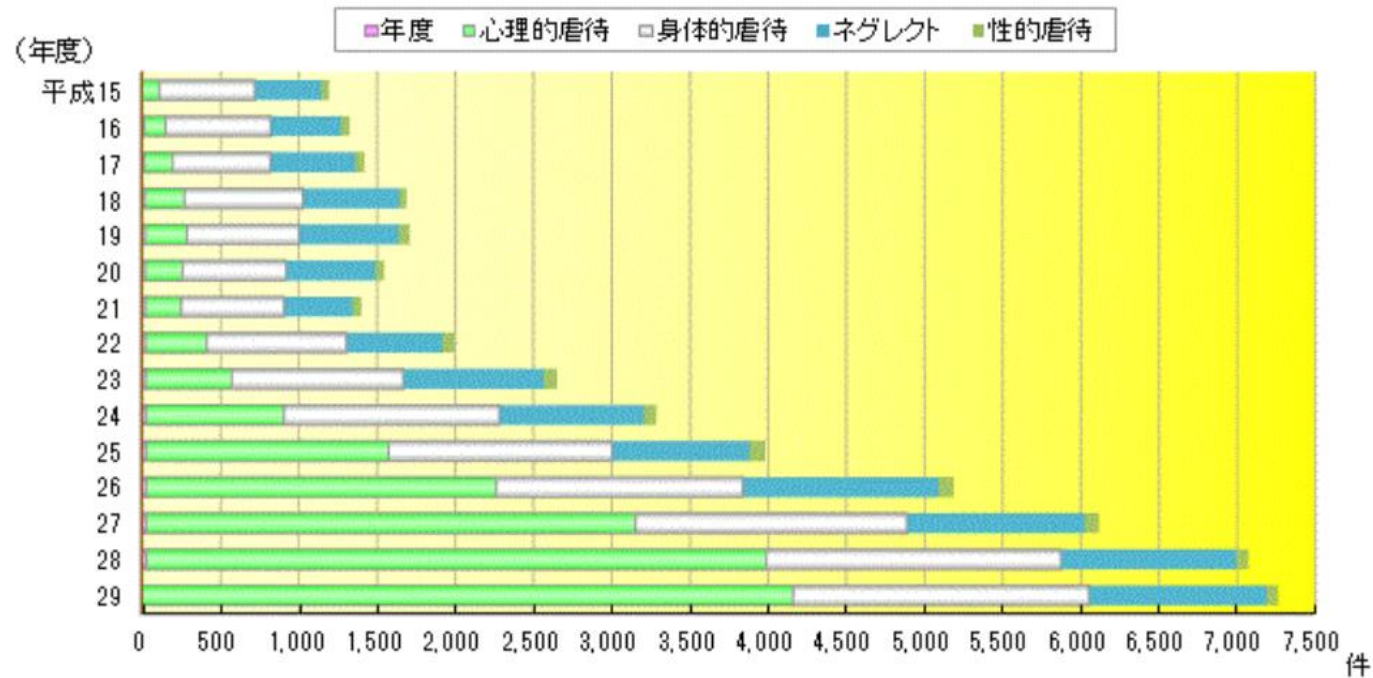
なお、小学校入学前の子どもの合計は、43.5%となっており、高い割合を占めている。

被虐待児	0歳～3歳未満	3歳～学齢前	小 学 生	中 学 生	高校生等	総 数
	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)

(2) 愛知県における児童虐待の実態と対応件数

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/0000087798.html>

児童相談所における児童虐待相談種別の対応件数の推移（平成15年度～29年度）（愛知県内）



平成29年度の虐待相談対応件数は7,262件でした。前年度に比べて218件増（3.1%）の増加となりました。

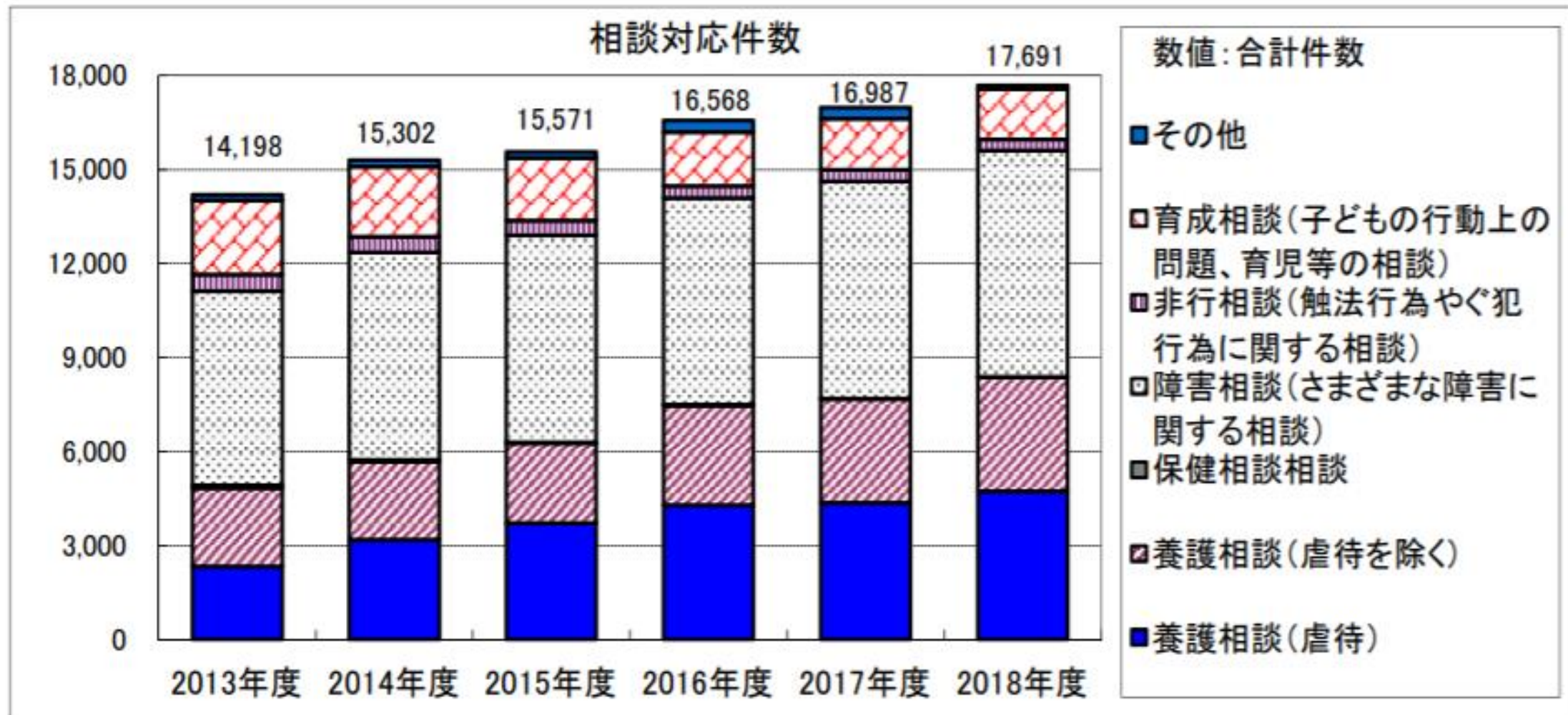
虐待の内容は、心理的虐待4,165件（構成比57.4%）で最も多く、次いで身体的虐待が1,890件（同26.0%）、ネグレクト1,139件（同15.7%）、の順となっています。

（注）「ネグレクト」＝保護者の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為

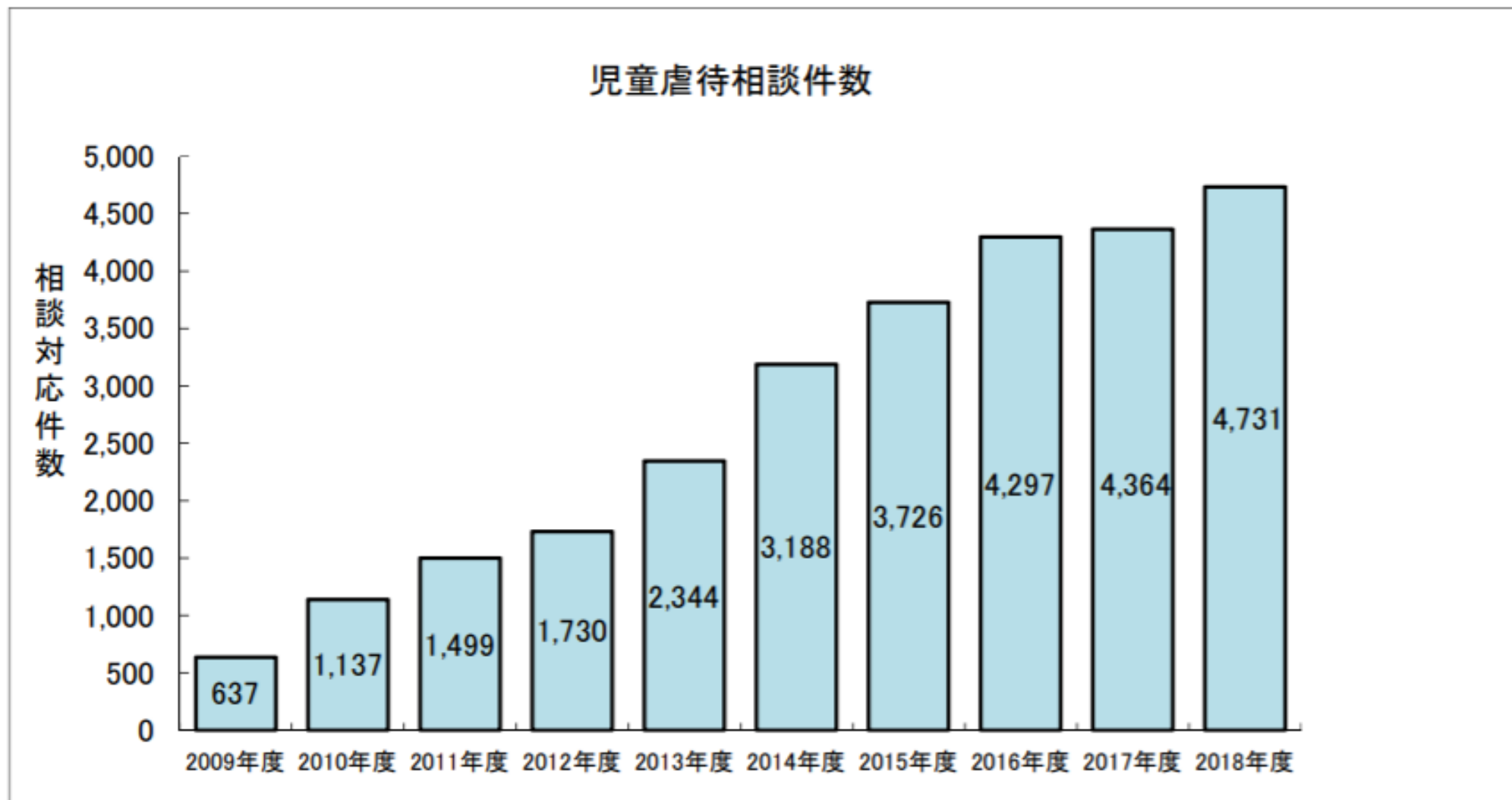
ア 児相の相談対応件数（愛知県）

愛知県児童家庭課

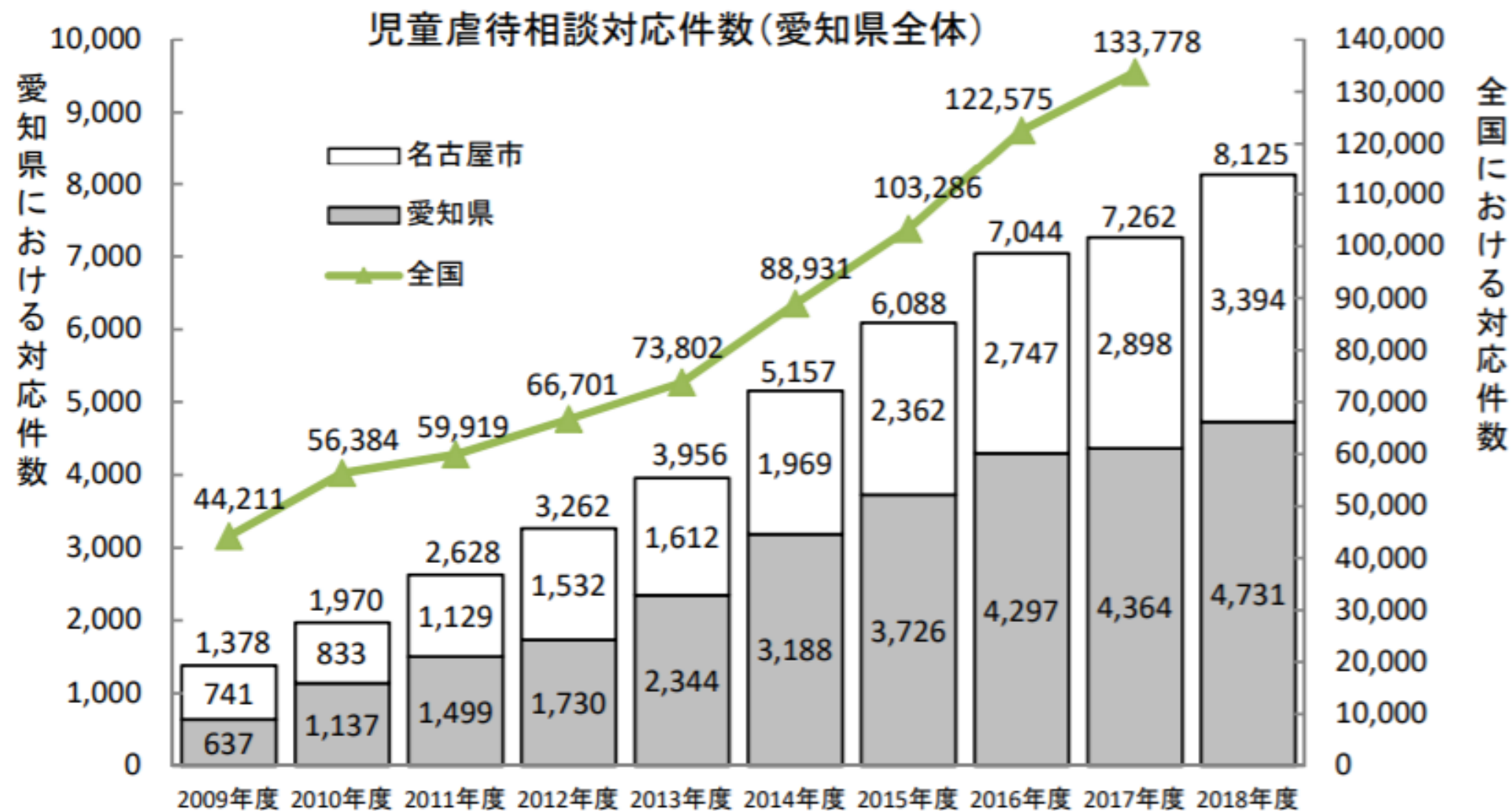
URL=<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/300150.pdf>



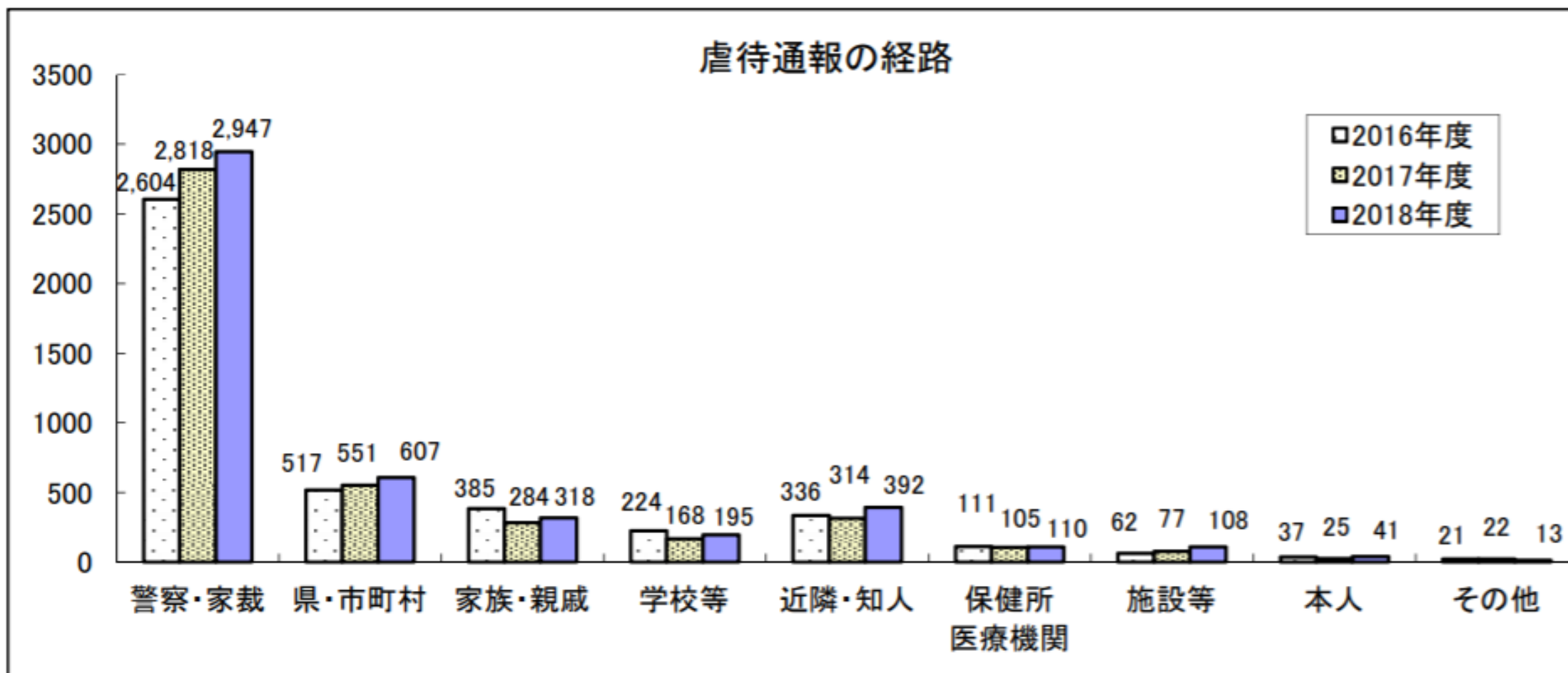
イ 愛知県 児童虐待相談件数 (同前)



ウ 県・名古屋市と全国状況 (同前)

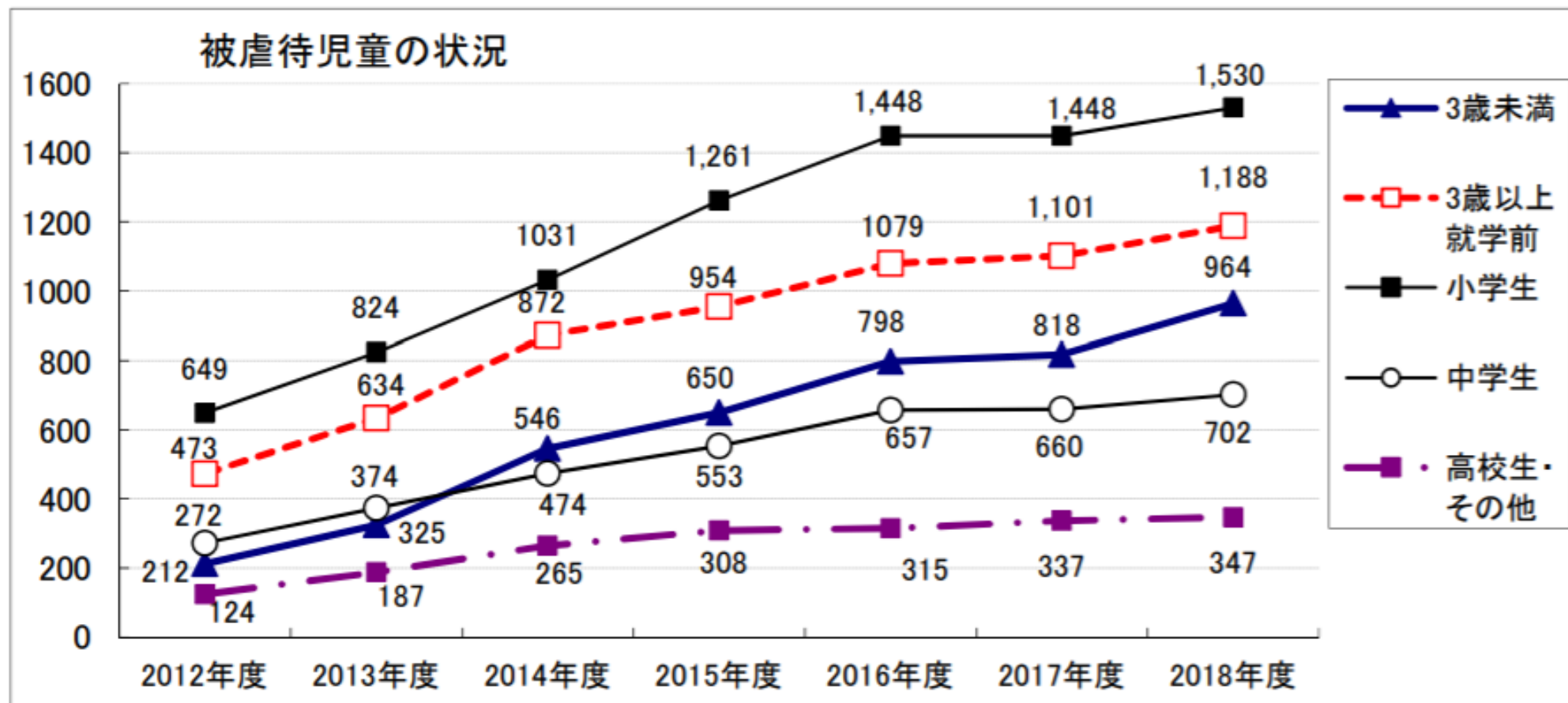


エ 虐待はどのように通告されているか (同前)



オ 被虐待児の状況～小学生が最多～ (同前)

年齢層別に見ますと、「小学生」が 1,530 件 (32.3%) と最も多く、以下、「3 歳以上就学前」1,188 件 (25.1%)、「3 歳未満」964 件 (20.4%) の順になっています。



カ どのような虐待が行われているか (同前)

子どもに対する暴言や、DVを子どもに見せることなどにより心理的外傷を与える「心理的虐待」2,610 件 (55.2%) が最も多く、以下、暴行を加える「身体的虐待」1,356 件 (28.7%)、保護者の怠慢や育児放棄などの「ネグレクト」714 件 (15.1%) の順となっています。

前年度に引き続き、「心理的虐待」が最も増加しており、2018 年度も「心理的虐待」が虐待相談の半数を超えました。



2 児童虐待死の検証から見えてきたこと

1) 児童虐待のとらえなおし

- 虐待abuseは、ある社会的環境の影響下で、養育者が自分の感情的代用物として我が子を扱い、力を乱用する行為（暴力）。
- 暴力を繰り返す養育者自身が家族から、また周りから「リスペクト」をうけることなく育ってきたことがある（J.ギリガン、社会学者）。
respect = re(後ろ) spect (見る) = 振り返る = 尊重、配慮

2) 児童虐待の背景要因として次のことが挙げられている。

- ① ひとり親家庭 ② 子どもにとって実親ではない者が家庭内に入ってきた場合 ③ 産後うつ病 ④ 父母の不仲 ⑤ 経済的要因 ⑥ 望まない妊娠 ⑦ 子どもの障がい ⑧ 養育者の孤立 ⑨ 世代間連鎖 ⑩ 精神的障害や心的外傷（トラウマ）

（斎藤幸芳・藤井常文編著『児童相談所はいま～児童福祉司からの現場報告』ミネルヴァ書房、2012年）

愛知では「**心理的虐待**」が6割近くを占める。

- 心理的虐待（言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など）が、2012年度（H24）あたりから増え続けて、2018年度では、虐待全体の57.4%になっている（愛知県）。
- 養育者が自分の感情的代用物として我が子を扱い、力を乱用する行為が増えている現れではないか。

＊ ＊ ＊ ＊ 「**目黒虐待死**」東京地裁の事例から学ぶこと ＊ ＊ ＊ ＊

- 《父親（被告）は、「勉強ができて友達が多い」子に育てようと、血のつながりはなかったが結愛ちゃんをしつけるようになり、うまくいかないと「こんなに一生懸命やっているのに」と怒りがわき、手を上げるように」なった。》
- これは「**虐待をしつけと思いこんだまま『後戻りできなくなる典型例』**」（西沢哲・山梨県立大教授）

（『朝日新聞』2019年10月16日名古屋本社版より、要約して引用）

2-2 愛知県内の具体例から（要旨）

報告者（折出）は愛知県下で起きた児童虐待死事案の検証に委員として関わってきた。

- A市ネグレクト 4歳女児死亡事件
- B市双子虐待死事件
- C市乳児虐待死事件
- D市父子心中事件 他
- ※いずれも愛知県に設置された検証委員会（委員長折出）が関係者の聴き取りをきめ細かく行い、報告書をまとめて県に提出。一部は公開されている。

C市乳児虐待死事件

- 1) 2016年に発生した本事案の背景には、母親（39歳、無職）の産後鬱があった。
 - 母親には、過去に第一子（兄）への虐待の疑いがあった。13年3月、児相は継続指導を終了した。
- 2) 本件母親の医療サポートのCWから、16年4月、第二子の誕生、母親のメンタル面の不調について児相に連絡が入った。この件は「通告なのか情報提供なのか」も問題の1つ。
 - 他方、児相としては、この件を養育相談と受け止めるか、虐待ケース対応とするか、の対応が求められた。
- 3) 「通告・相談」のいずれであっても、「虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先して対応すること」（厚労省『虐待対応の手引き』）が重要である。

つづき

4) 関係機関の機能的な分化が生じた問題

- 児相は「虐待が強く疑われる状況での通告」を「受けた段階で介入する」方針でいた。

5) この事案から言えることは、母親面接だけでは得難い家族関係の構図（家族像とする）を関係機関が意識的につながって、より正確に把握することができてるかどうか、きわめて重要な鍵となることである。

D市父子心中事件から見えてきたこと

- 1) 2016年12月14日にD市内自宅で父子の遺体が発見され、心中（児童の虐待死）とされた。
 - 父親は男児の「反抗的」を理由に養育保護を児相に頼み、児相との間で一時保護を繰り返した。
- 2) 父親は礼儀正しく紳士的な面の印象が強いとされたが、家庭内では家族に対して支配的面が強かった。

父母は離婚問題でこじれていた。⇒ 離婚成立。
- 3) 男児は、児童養護施設に入ることは父と離れて暮らすことになり、これには難色をしめして応じなかった。

3 児童虐待が問いかけていること

1) 養育者が**孤立し窮地に立たされる**時に、子どもへの暴力が生じやすい。
子どもの生活実態、その家族関係や構図全体を**多面的に分析**し、介入の根拠をはっきりさせると共に、児相においては措置解除の方針も「なぜそうするか」「支援をどうするか」の論議を踏まえて立てる。

2) 虐待により精神的な支配におかれると、子どもは「親が怖い、帰りたくない」とは言えず（孤立無援感から）逆に親元にいることを欲しているかに見える。

しかし、**子どもの権利擁護（子どものいのちを守る立場）とトータルな生活実態**から見て判断する。

3) 児相と医療、警察、弁護士等との日頃からの連携がいざという時の介入の鍵を握る。

学校も、地域の要保護児童対策協議会の協議の中身に関心を払うこと。

3 - 2

4) 看護学・医学等の幅広い文献における児童虐待研究を精査した研究成果では、児童虐待を以下のように定義し直している。

《養育者から子どもへの一方的な支配関係から成る、養育者の自覚の有無に関係しない行為による子どもの状況を基盤とした、子どものwell-beingを害する行為、及び子どものwell-beingを保つ行為の欠如である》（馬場香里（聖路加国際大学大学院博士課程）の論文「『児童虐待』の概念分析」『日本助産学会誌』2015年より）

well-being：幸福、福利、健康。⇒ 安心して生活環境との相互作用を生き抜くことができること。

5) 子どものwell-beingを地域社会の多様な面で見守り、支援参加やつながりを通して、より良い方向に導く営みが、市場原理優先、各自の自己責任主義のもとで、壊れたり、縮んだり、ゆがんだりしている。⇒ 自治体行政、国の政治の在り方の改革も必要。

3-3 何ができるか、どう考えるか

1) 子どもの「声（つらさ）」（被害体験）・養育者の「声（悩み）」 がともに生かされる仕組みづくり

○学校：子どもの声で事例（疑いも）が発見されれば、養護教諭が要となり、当事者の聴き取り、児相への相談・通告を。

○県や市町の子ども相談窓口の整備。○養育者の声が出しやすいコミュニティづくりと、身近な支援のネット。

2) 虐待をしないため、気づくための5か条

- ・地域での孤立、家族内の孤立が児童虐待の根っこ。これを変える。
- ・日々の生活の「うざったい」感情を子どもにぶつけない。
- ・自分が子どもを受容しケアする努力をしなければ、子どもはなついてくれない（虐待加害の義父に「あんたは本当の親じゃない」といった小4男児の例）
- ・傷つきの芽は「影」からも。「目立たない、おとなしい子」も虐待のつらさを「さわがない、言わない、がまんする」と学習している。
- ・親（おとな）である自分が他者依存（半人前）を自覚する。

補説 なぜ「身近なものへの支配」が起きるか

こうした事案は全て、個別な事象に特殊な事象が重なり、これらを貫く一般事象が動いている、と見ることで社会的な発生構図を見ていく必要がある。

この個別・特殊・一般の生きたつながり（関連）を「児童虐待」問題でも重視していきたい。

そこで、報告者なりの問題関心を基に、今日の社会が分断を生み、そのなかで「排除し排除される」関係が生まれ、これが「人が人を操作する」他者関係に映し出されていることを以下に見ていく。

※ただし、PPTの性質上、論点の提示にとどまることをお断りする。

排除と操作の社会：新自由主義がつくりだす

1 いま、我が国の社会は「排除と操作の社会」になってきている。

※以下の論点は、D. バーン、深井・植村共訳『社会的排除とは何か』こぶし書房、2010年を参考にしている。

1) 社会的排除 (social exclusion)

「競争の徹底」「選択と集中」などの新自由主義の原理を強める我が国社会において、

- ①所得格差による経済的分断、
- ②土地開発、交通開発（または縮小・廃止）に伴う空間的分断、
- ③ジェンダー、性的マイノリティなどの差別による分断、
- ④人的資本・文化的資本から見た、教育と医療による生活と文化（健康を含む）の分断

などが社会の在り方を問う事象として生じている。

その 2

2) 社会的な操作

社会的分断は、社会構造のダイナミックな展開を指しているが、この「排除」は「ある人々によってなされる、他の人々への行為」である（バーン、前掲書、11頁）。

それは、人による人への操作（manipulation）を伴っている。

すなわち、何らかの利益を得ることで社会的排除に加担する人々が、経済と社会の在り方に関する諸政策や情報操作などによって、それ以外の人々の社会的・個人的な行動・意識・価値観を操作するように影響をあたえている。

「操作される」人々の反応は、各自の自己規制・自己抑圧である。これによるストレスや不満、慢性のいら立ちなどが、いまの大人社会に起こりやすく、それらが権力批判や政治行動には向かわないで、親密圏での発散になりやすい。

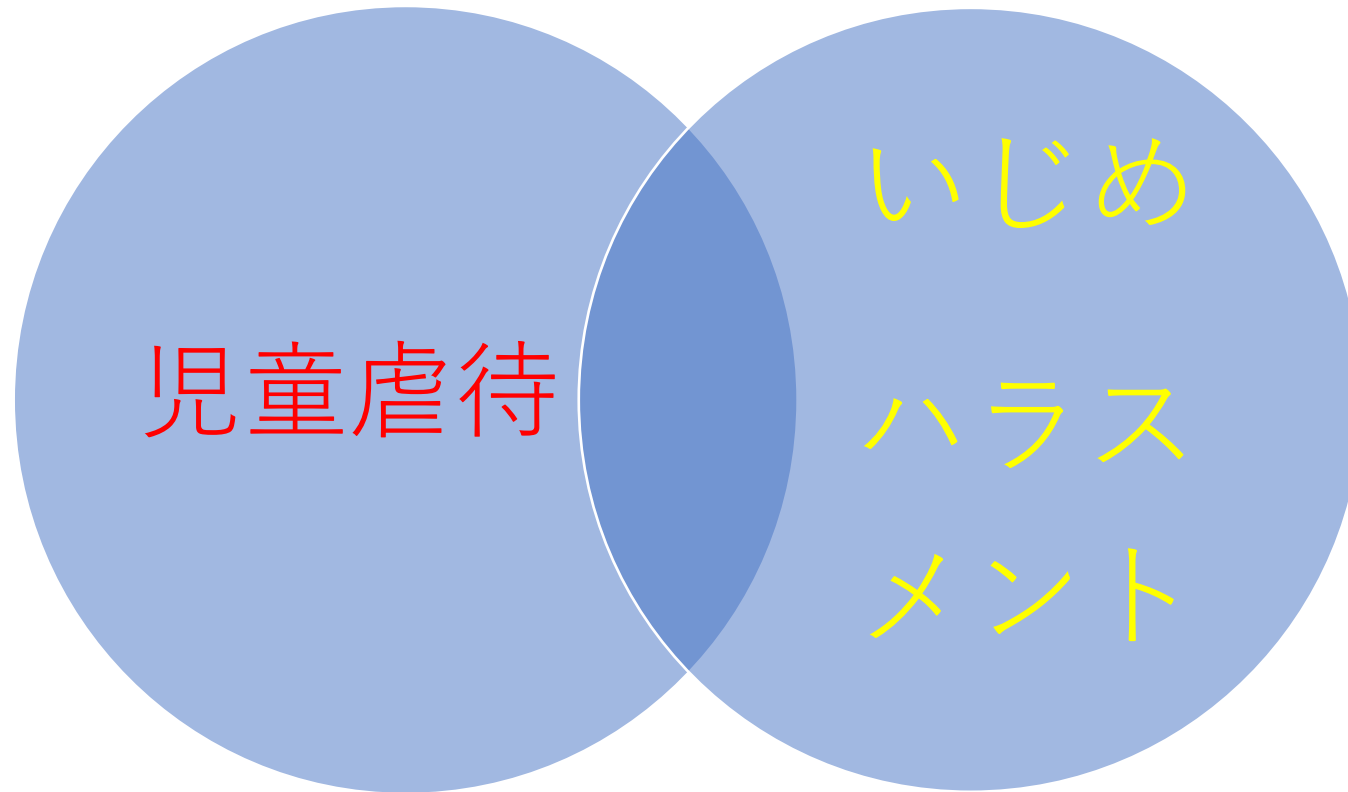
その3

2 今述べた「社会的構造と社会的関係」の特徴は、**日常生活において現れ、人が人を排除したり操作したりする関係性**として発生する

- その関係は、**ある者が自分の力を使って別の者を言いなりにさせ、支配する形**で起こりやすい。
- それが子ども社会にリアルに映しだされると、子ども集団内の権力を用いて他者を排除し操作する関係が生じる。この形態が「**いじめ**」である。
- おとなの職場では地位や権力による不適切な行為あるいは乱用としての「**ハラスメント**」として現象する。
- さらに、もっとも身近な家族圏でそれが起きるのが、配偶者どうしのDVであり、親から子どもへの「**虐待**」である。

「児童虐待」と「いじめ」「ハラスメント」の重なりに見る要因

《力を使って相手を言いなりにさせて支配する》



市民として何ができるか

1 本来の市民社会は、相互の境遇・現実には干渉はしないが、個々に権利を認め合い、そのうえで必要に応じて共同行動し、政治にも共同参加することにより、原理は「相互承認社会」である。

これが前述のもろもろの分断による「排除と操作」によって壊されてきているために、分断される側の、特に若者層で「ひきこもり」「閉じこもり」が生じたり、地域社会での家族の孤立化も起こりやすい。

2 この「排除と操作」の現実を変えていくには、コミュニティが、重要なカギを握る。

3 コミュニティは、ある地域で経験を共有する近隣関係と、そこに住む人々が共同性を意識し共同的行動する本来のコミュニティ（共同社会）とに分けられる。

4 本来のコミュニティが立ち上がるのは、それを構成する人々が、ある問題に対する情報を共有し、互いの要求の共通性を自覚するときである。

その基礎になるのは、（住民・市民としての）自己認識と「学び」で、これが共同のきずなや行動にとって決定的に大事である。

5 日頃のコミュニケーションでの、語り聴く関係の豊かさや広がりも、現実を悲観的・閉鎖的にしないために重要である。

児童虐待問題の「入り口」（軽微な手荒な子育て）で、ヘルプの声を受け止められる可能性も、そこにある。

まとめ

児童虐待と向き合うさいに、

- ①「疑い」がある場合の通報・通告も市民の自発的な行為として大事であるし、
 - ②日頃から、各家庭が孤立しないためには何が必要か、**手荒な子育て（マルトリートメント）次元で、「ヘルプの声」が受け止められるにはどういうつながりが求められるかの改善も必要である。**
 - ③本来、人は「操作できない」と認識すべき。乳幼児から児童・青年、成人・高齢者すべて、人は、選りながら発達し人格の主体として自立をしていく（その弱さが連帯を生む）。
- **「対話の関係」とは、ただ言葉の問題ではない。その子（ひと）を、自分で選り取り生きようとする主体として認めること。**
 - **乳幼児の基礎作りのために養育者の世話と保護が不可欠なのである。**